

監 査 の 対 象	地域振興部 スポーツ振興課
指摘を受けた監査結果	令和4年度 後期 監査結果報告書
監査の結果	措置の内容
<p>(検討を求める事項) 小中学生各種スポーツ大会等出場激励金について</p> <p>対象者（選手）について要綱で「激励金の交付対象者は、社会体育で活動している小学生の児童および中学校の生徒のうち、佐賀市に住民登録し、居住している者で次の各号のいずれかに該当する者とする。」と規定しているが、対象者の住所について申請書等で確認できないものや学校名の確認をもって対象者と認めているものがあった。このことについては、前回監査時にも指摘していたが改善されていなかった。</p> <p>また、対象者（指導者）について「団体競技で出場する場合は指導者1人を加えることができる。ただし、指導者についても、佐賀市に住民登録し、居住している者に限る。また、出場する団体が市外の団体の場合は、指導者を加えることはできない。」と規定しているが、市外に拠点がある団体についても市内施設での練習を行っていたことから市内の団体と同等であると認め、指導者へ補助金を交付しているものがあった。しかし、「市外の団体」や「指導者」についての明確な定義は定められていなかった。また、申請時に指導者名簿等の提出を求めているため、対象者について口頭で確認しているものもあった。</p> <p>このような取扱いは、補助金交付事務としては不適切である。</p> <p>対象者の要件については補助金交付決定に係る重要事項であるため、明確な定義を定められたい。また、申請書の見直しや名簿の提出を求めることで、対象者であることを確認されたい。加えて、補助金交付事務に関するチェックシートを作成し、複数人で確認できるよう体制を整えられたい。</p>	<p>対象者の住所確認につきましては、選手の住所を記載する名簿様式を新たに作成いたしましたので、申請書への添付を求めます。様式につきましては、ホームページへの掲載や競技団体へ通知することで広く周知を図ります。</p> <p>また、「佐賀市小中学生各種スポーツ大会出場激励金交付要綱」の趣旨が、社会体育で活動している佐賀市の小学校の児童および中学校の生徒が九州規模以上の大会に出場する場合に、その活躍を祈念し激励することを目的としていることから、要綱を見直し、補助金の交付対象者を選手のみに一部改正しております。</p> <p>さらに、補助金交付事務を複数で確認できるようチェックシートを作成いたしましたので、適正に事務を行うよう職員に周知徹底を図ります。</p>